

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 教育専門部会(学校教育)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	公立幼稚園入園料及び保育料
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：市立幼稚園入園料及び保育料 内容：4、5歳児 2年保育 入園料 ・10,000円 保育料 ・年額 120,000円(4、5歳児とも) 徴収方法 ・10回に分割し、1回12,000円を徴収 (8、3月を除く)		名称：町立幼稚園保育料 内容：3、4、5歳児 3年保育 入園料 ・無 保育料 ・3歳児 年額 96,000円(月額 8,000円) ・4歳児 年額 84,000円(月額 7,000円) ・5歳児 年額 78,000円(月額 6,500円) 徴収方法 ・毎月	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 教育専門部会(生涯学習)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	堺市放課後児童対策事業一部負担金
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市放課後児童対策事業一部負担金</p> <p>内容：放課後における児童の健全な育成と子育て支援を図るため、遊びを主とする活動の場を提供する放課後児童対策事業を実施しており、本利用サービスの対価として一定の利用料(一部負担金)を徴収している。</p> <p>一部負担金：児童1人につき月額8,000円。 ただし、減免制度あり(児童の属する世帯の所得状況その他特別の事由により、減額又は免除する)。</p> <p>おやつ代：児童1人につき月額2,000円。</p>		<p>名称：美原町放課後児童対策事業一部負担金</p> <p>内容：保護者が労働等により、放課後家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施しており、保護者から一定の利用料(一部負担金)を徴収している。</p> <p>保育料：児童1人につき月額4,000円(おやつ代込み)《減免規定なし》。</p>	